

特定研究大学制度（仮称）の 検討の進め方について

令和3年9月7日
文部科学省

世界と伍する研究大学の目指す姿

- これまで研究大学には、最先端の研究や融合分野の研究の推進、イノベーションの源泉の創出、自然科学と人文・社会科学が融合した総合知の確立、グローバルな社会課題を解決する高度な人材の育成など様々な観点で重要な役割を担ってきたが、不確実で変化の速い現代においては、まさにこの研究大学の役割や機能を加速度的に拡張・深化していくことが求められている。
- 世界をリードする諸外国の研究大学は、自律的な経営により着実に大学自身の事業成長を果たし、それに伴い獲得した優れた人材の集積、豊富な資金力を活かした高度な研究基盤の構築、研究活動の国際化など、研究大学に求められる価値創造の中核機関としての役割をさらに高めている。従来の教育研究だけでなく、新たな産業を生み出し、人類が直面する新たなグローバル課題を解決するなど社会変革を牽引する機関へと進化を進めてきており、この動きは世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としてより一層顕著になっている。
- それに対し、我が国の研究大学は、一定の分野の研究力においては世界と伍して成果をあげてきたものの、近年、その低下が顕著になっている。また、新技術の社会実装や新たな成長産業の創出への貢献、時代が求める人材の輩出という観点では世界との落差は大きく、事業規模の成長という観点でも諸外国の研究大学の後塵を拝している。
- このため、我が国においても、世界と伍するためには研究大学のミッションを根本からリデザインすることが迫られている。すなわち、世界中から優秀な人材を集め国際化を図る中で、研究インテグリティをはじめとした必要な枠組みを構築するとともに、世界最高水準の教育研究を行うことは当然のことである。それにとどまらず、カーボンニュートラル、DXといった大学の知を集結させて取り組むべき課題の解決や日本が世界を凌駕する成長分野の創出に向けた貢献など、産業界や学术界、地域、行政など多様な主体を巻き込みながら、各大学が我が国の大学の誕生の歴史や特性を踏まえつつ、グローバル社会の変革をリードしていく活動を展開することをミッションとして明確化していくことが必要である。
- そして世界と伍してこのミッションを実現していくためには、世界をリードする諸外国の研究大学と同等レベルに外部資金を獲得し、事業成長（3%程度）を果たすことが大前提となる。それを実現するためには大学が主体的・戦略的に自らが有する機能に適切な価値付けを行い、世界を凌駕する成長分野を創出し、これまでにない資金の循環を形成することが不可欠である。またそれに向けて、自律性と強靱性を兼ね備えたガバナンスの下、大学が自己を取り巻く社会環境や産業・経済システムと対話し、その共感を引き出しながら、自らの戦略を学内外の叡知を結集して明確化、可視化することができる、持続可能な「経営体」に進化する必要がある。

世界と伍する研究大学実現に向けた制度改革等

V. 世界と伍する研究大学実現に向けた制度改革等

○以上、I～IVで述べた方向性で、「世界と伍する研究大学」を実現するに当たっては、既存の大学制度の仕組みを改善・発展させるとともに、大学の自由裁量を高めていく観点から、以下のような制度改革等が必要となる。実際の制度改革等の在り方については、関係府省庁で検討を行い、本専門調査会の最終とりまとめに反映していく。

1. 新たな大学制度（特定研究大学制度（仮称））の構築

○「世界と伍する研究大学」については、既存の大学制度と異なる形で政府との関係が構築される必要があることや、その実現に向けて大学ファンド（仮称）をはじめとした施策を一体的に進めていくことが必要であり、既存の国立大学法人制度、公立大学・公立大学法人制度、学校法人制度の特例として、トップクラスの「世界と伍する研究大学」に特化した仕組み（特定研究大学制度（仮称））を構築することが適当である。

○特に国公立大学法人においては、国や地方公共団体との間の中期目標・中期計画とそれに伴う評価の仕組みについて簡素化を行うとともに、事業成長のアウトカムへのコミットなど、数個の厳選したアウトカム指標を基調とした目標・計画・評価の仕組みとすることが必要である。

○ステークホルダーとしての国の関与も必要であり、アドバイザリーボード（仮称）のような仕組みを設けることが必要である。（特に国立大学についてはII.5.を参照）

○その他、新たな制度の対象となる大学（法人）に対して高度な自律性や自主裁量を与えるという観点から、当該大学（法人）の性質や関係法令を踏まえ、例えば教育組織の新設改廃や定員設定についての国の関与や認証評価等の評価との関係について整理を進める。また、寄附を促進する観点からの税制改正、産学連携を推進する観点からの知的財産権の取得等の促進に向けた検討も必要である。

世界と伍する研究大学実現に向けた制度改革等

○また、国公立大学法人については高度な自律性や自主裁量を発揮する上での法制上の制約も存在し、例えば、以下の方向性で検討することが必要である。また、法令によらない通知等で実質的な規制が課されているとの指摘もあり、その見直しも同時に必要である。

- ・ 基金への積立を可能とする仕組みの創設（既存の積立金制度との関係整理含む）
- ・ 基金制度導入を踏まえた会計制度の在り方
- ・ 授業料の設定の柔軟化
- ・ 長期借入れや大学債券の発行における要件の緩和（対象事業の拡大、償還期間の更なる長期化、リファイナンス、償還財源の多様化等）
- ・ 大学所有資産の活用における認可の緩和
- ・ 資産運用を主目的とする子会社の設置

2. 国公立大学法人における合議体の設置等

○国立大学法人については現状、理事長または学長が法人の長として業務を総理する権限が与えられており、合議体によるガバナンスを前提としておらず、合議体の導入に当たっては、既存の法制度の見直しが不可欠であり、具体には、Ⅱで記載したような役割を果たす合議体の設置を可能とする法改正を行うことが求められる。

○その際、以下についてより具体的な内容を明確化する必要がある。

- ①新たに導入する合議体の権限について、大学の長の選考や重要事項の決定権を与えることが想定されるが、重要事項にはどの程度の内容を含むべきか、また、合議体の長の責任と権限はどうあるべきか。
- ②合議体の構成員について、民間企業と異なりコモンズである大学の特性を踏まえ、外部のステークホルダーの意向を反映するという趣旨と、教学に関する事項は教職員の意向を踏まえることが必要というバランスの中で、合議体の構成員の具体的な構成をどう規定するか。
- ③合議体が健全にその機能を果たしていくため、給料を含めたインセンティブやその活動に対する評価の仕組みをどのように構築していくか。

○一方、公立大学法人については、地方団体の組織のあり方は可能な限り地方団体の任意の判断に委ねるべきという地方独立行政法人法の趣旨を尊重した検討が必要である。

（１）施策の基本的な方針

- 国として「世界と伍する研究大学」に求められる事項やその支援のための方策等に関する基本的な方針を決定する。

（２）特定研究大学（仮称）の指定・評価

- 国立・公立・私立にまたがる新たな制度として、「世界と伍する研究大学」としてミッションを明確化し、そのポテンシャルがあると認められる大学を国が指定する仕組みを創設する。
- 特定研究大学（仮称）への国の関与の仕組みを構築する（アドバイザリーボード（仮称）の設置など）。

（３）特定研究大学（仮称）に対する特別の措置

- 特定研究大学（仮称）のガバナンス、多様な財源の確保、優秀な研究人材の確保などのために必要な措置を講じる。

今後のスケジュール

令和3年

- 9月 7日 第1回 特定研究大学（仮称）に求められるガバナンス①
- 10月14日 第2回 特定研究大学（仮称）に求められるガバナンス②
特定研究大学（仮称）に係る規制緩和等
特定研究大学（仮称）の名称
特定研究大学（仮称）の指定・評価①
- 11月10日 第3回 特定研究大学（仮称）の指定・評価②
CSTI専門調査会への検討状況の報告に向けて
- 11月25日 第4回 とりまとめ（案）

CSTI
専門調査会
へ報告・
CSTI最終と
りまとめへ
反映

（年内 第5回 予備日）